事務所だより

12月号

発行所
キャッスルロック・パートナーズ
松島労務管理事務所

〒154-0001
東京都世田谷区池尻
2-37-2-2F
TEL03-3413-1488
FAX03-3413-1487
www.castle-rock.jp

育児休業最長1年半に
平成17年4月1日から施行

育児休業の取得期間の延長や、子供の看護休暇を従業員の権利にすることなどを盛り込んだ改正育児・介護休業法が、十二月一日の参院本会議で全会一致で成立しました。

改正のポイント

①子供が一歳になるまでである育児休業の取得期間は、一歳になっても保育所に入所できなかった場合は、六箇月間延長できるようになります。

②育児・介護休業の対象外だったパートや契約社員などの有期雇用者も、一年以上雇用実績があり、子供が一歳になった後も雇用の継続が見込める場合は、休業を取得できるようになります。

③介護休業については、介護が必要な家族一人につき一回限り（連続する三月を限度）から、通算九十三日を限度として介護が必要となる都度、休業を取得できるようになります。

④現在、努力義務となっている子供が病気になった場合の看護休暇は、年五日まで取得可能となります。

平成四年から施行された育児・介護休業法ですが、育児休業の取得率は女性六十四%、男性〇・三三%（平成十四年度）となっており、今回の改正は休業の取得条件を緩和することにより、取得率の向上をねらったものと考えます。

今回の改正により育児休業の取得期間は最長一年半となりますが、欧米諸国と比べるとまだまだ改善の余地があると考えます。例えばフィンランドでは子供が三歳になるまで休業することができます。

改正法が施行される来年四月までに、今回の改正に対応した就業規則の見直しを行う必要があります。見直しの方法については、当事務所までお問い合わせ下さい。

個人情報保護法について
来年4月から全面施行

高度情報通信社会の進展により個人情報の利用が拡大しています。それに伴い個人情報の流出が社会問題となっています。

最近では、今年一月に「ソフトバンクBB」、三月に「ジャパネットたかた」より、顧客情報の流出がありました。失った信頼を回復するため、「ソフトバンクBB」は一人五百円の金券を送付し（当事務所にも届きました）、「ジャパネットたかた」は営業の自粛（社長の甲高い声がテレビCMから一時消えました）を行いました。この事件により、両社に多額の損失が出たことは言うまでもありません。

政府は、この社会問題を解決するため、「個人情報保護法」を通常国会で成立させました。来年四月から全面施行されます。五千件を超える個人情報を扱う事業者（個人情報取扱事業者）がこの法律の対象となります。

この法律では個人情報取扱事業者に対して、次の義務を課しています。

①個人情報を取り扱うにあたり、利用目的をできる限り特定すること

②不正に個人情報を取得してはならない

③個人データを最新かつ正確なものに保つ（努力義務）

④個人データの漏洩、滅失、き損を防止するため必要な措置を講じる

⑤従業員・委託先に個人データを取り扱わせる場合は、個人データの安全管理のため適切な監督を行う

⑥原則として本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない

これらに違反した場合、行政処分が下され、罰則が科されることもあります。

個人情報保護に関する姿勢のアピールや顧客の信頼を向上させるため（財）日本情報処理開発協会が認定する「プライバシーマーク」（右図）を取得する企業が増えています。（二〇〇四年十二月現在九百六十六社）

会社の信用を失墜させない為に、個人情報保護に関する取り組みを実施されてはいかがでしょうか。

年金相談について

社会保険庁は、社会保険事務所での年金相談時間の拡大を決定しました。

①十二月六日より、毎週月曜日の相談時間が午後五時までから午後七時まで延長となりました。

②来年一月二十二日より、休日の年金相談が実施されます。

「待ち時間が長い」との批判を受け、今年度中に「予約制」による年金相談も実施される予定です。

招き猫の部屋

今回ご紹介する猫は「大福まねき猫」です。先月の慰安旅行で立ち寄ったお土産屋で購入しました。

七福神の恵比須神と大黒天が猫の両脇に乗っている縁起の良さそうな招き猫です。恵比須神は商売繁盛の神様、大黒天は五穀豊穣・蓄財の神様との事です。